

## 藤枝市企業立地促進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市長は、地域産業の振興及び就業の場の確保を図るため、企業立地促進事業を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、藤枝市補助金等交付規則（平成17年藤枝市規則第2号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの当該各号に定めるところによる。

(1) 企業立地促進事業 民間の企業若しくは組合又は一般社団法人若しくは一般財団法人（以下「企業等」という。）が、市内の次に掲げる地域のいずれかに工場等を設置する事業をいう。

ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項に規定する工業専用地域、工業地域、準工業地域及び工場立地法の工場適地

イ 市などが造成する工業団地

ウ 都市計画法第7条第3項に掲げる市街化調整区域にあつては、市が策定した『藤枝市企業立地推進ビジョン』に定める「適地と考えるエリア」内に位置し、用地全体の所有者等が工場等の立地などの活用に同意しており、市長が特に立地を推進する地域で地域産業の活性化に資すると認める地域であつて、都市計画法、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）その他の法令に抵触しない土地

(2) 工場等 次に掲げる施設をいう。

ア 産業に関する分類（平成25年総務省告示第405号）に定める日本標準産業分類（以下「日本標準産業分類」という。）の大分類Eに掲げる製造業の用に供する施設又は施設園芸（農作物の生育条件を一定の施設により調節し及び管理して、これを栽培することをいう。ただし、日本標準産業分類の小分類に掲げる分類符号011の耕種農業に係る施設園芸に限る。）の用に供する施設のうち、高度な生育条件の調整及び生育の予測を行うことにより、年間を通じて計画的に農作物を生産することができる施設（以下これらを「工場」という。）

イ 日本標準産業分類の小分類に掲げる分類符号391のソフトウェア業の用に供する施設若しくは分類符号711の自然科学研究所又はアに規定する製造業の分野に係る開発若しくは研究を行う施設（以下「研究所」という。）

ウ 日本標準産業分類の中分類に掲げる分類符号 44 の道路貨物運送業若しくは分類符号 47 の倉庫業若しくは小分類に掲げる分類符号 484 のこん包業の用に供する施設（流通加工等（流通加工（物資の流通の過程における簡易な加工をいう。以下同じ。）並びに物資の保管及び在庫管理を行うことをいう。以下同じ。）を行うものに限る。）又はアに規定する製造業若しくは大分類 I に掲げる卸売業、小売業の分野に係る施設であって市長が別に定めるものを除く施設（流通加工等を行うものに限る。以下これらを「物流施設」という。）

エ その他市長が特に立地を推進する施設で地域経済の活性化に資すると認める施設

(3) 設置 新たな用地を取得（賃貸借等を含む。）し、工場等の建物を新設（増設（自社の既存の工場等の敷地に隣接した用地を取得する場合をいう）及び移転（自社の既存の工場等の全部又は一部を廃止する計画のもとに、別の工場等の敷地において新たに工場等を設置する場合をいう。）を含む。）し又は機械設備を購入して業務を開始する（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号に規定する子会社又会社計算規則（平成 18 年法務省令第 13 号）第 2 条第 3 項第 21 号に規定する関連会社はこれに準ずる会社として別に定めるものが業務を開始する場合を含む。以下同じ。）こと。

(4) 従業員 この要綱においては雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）の規定による一般被保険者及び雇用保険法上の高年齢被保険者（平成 29 年 1 月 1 日前にあつては、改正前の雇用保険法の高年齢継続被保険者及び 65 歳に達した日以後に雇用された者。以下同じ。）をいう。ただし、被保険者のうち就業時間が週 30 時間未満の短時間労働者については特に「パートタイマー」という。

(5) 研究員 当該研究所において専ら開発又は研究の業務に従事する者で、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 104 条第 3 項又は第 4 項に規定する博士の学位を有する者

イ 学校教育法第 104 条第 3 項に規定する修士の学位を有する者で、当該研究所において行われる研究又は開発と同種の研究又は開発の業務に従事した経験年数が 1 年以上のもの

ウ 学校教育法第 104 条第 1 項に規定する学士の学位又は同条第 2 項の文部科学大臣の定める学位のうち専門職大学を卒業した者に授与する学位を有する者で、当該研究所において行われる研究又は開発と同種の研究又は開発の業務に従事した経験年数が 3 年以上のもの

エ 学校教育法第 108 条第 2 項に規定する短期大学、同条第 4 項の専門職短期大学若しくは同法第 1 条に規定する高等専門学校を卒業し、又は同法第 83 条の 2 第 1 項の専門職大学の前期課程若しくは同法第 124 条に規定する専修学校の専門課程を修了した者で、当該研究所において行われる研究又は開発と同種の研究又は開発の業務に従事した経験年数が 5 年以上のもの

オ 学校教育法第 1 条に規定する高等学校を卒業した者で、当該研究所において行われる研究又は開発と同種の研究又は開発の業務に従事した経験年数が 7 年以上のもの

(補助金の対象者及び要件)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、市長が地域経済の活性化、労働雇用機会の拡大及び環境保全に必要なかつ十分な措置を図ることが可能であると認めた企業等のうち、次に掲げる要件を満たす企業立地促進事業を行うものとする。

- (1) 造成済の用地を取得（賃貸借等を含む。以下第 2 号及び第 3 号において同じ。）した場合にあっては取得後 3 年以内に、未造成の用地を取得した場合にあっては取得後 5 年以内に業務を開始すること。（市長が別に定める場合を除く。）
- (2) 当該事業に係る用地の取得が、令和 6 年 3 月 31 日までに行われていること。
- (3) 取得する用地の面積が 1,000 平方メートル以上であること。（研究所を除く。）
- (4) 工場等の設置にかかる金額（用地取得費、造成工事費及び安全対策費を除く。以下「設備投資額」という。）が 1 億円以上であること。（研究所を除く。）
- (5) 既に県要綱に基づく補助を受けた企業等及び過去に指定都市内における地域産業立地事業費補助金（平成 17 年静岡県告示第 1149 号）に基づく補助金の交付を受けた企業等が行う工場等の新設又は増設の場合にあっては、設備投資額が、工場及び物流施設にあっては 5 億円以上、研究所にあっては 1 億円以上であること。
- (6) 当該事業所の従業員数が、業務を開始する時に 10 人以上であること。（研究所を除く。）
- (7) 既に市内に事業所がある企業等については、次のいずれかに該当すること。

ア 当該事業所が業務を開始する日において、その事業所を含めた市内の当該企業に係る全ての事業所の従業員の増加人数（パートタイマーについては、1 人を 1 / 2 人として換算する。以下同じ。）が、業務を開始する日に 1 人以上であること。

イ 工場又は物流施設の業務の開始に伴い、市内における従業員の数が、0 人以上 1 人未満増加し、かつ、市長が別に定めるところにより算出した市内の全事業所における生産性が 10 パーセント以上向上すること。

(8) 物流施設については、別表第1に掲げる設備のうち、2以上の種類の設備を新たに有することとなること。

(9) 研究所については、専ら開発又は研究の業務に使用する床面積が200平方メートル以上であること。

(10) 研究所については、研究員の人数が業務を開始する時に5人以上であること。

(補助金額等)

第4条 補助金額等は、別表第2に定めるとおりとする。

2 前項別表第2に規定する補助金額の算定において、他の法令等により、既に国、県、市等の補助対象となった経費があるときは、これを除くものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする企業等は、補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、業務を開始する日又は業務を開始する日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、あらかじめ市長に提出しなければならない。

(1) 企業等概要調書(第2号様式)

(2) 工場等の新設に係る事業計画書(第3号様式)

(3) 収支予算書(第4号様式)

(4) その他参考となる書類

(事前報告)

第6条 前条の補助金の交付を受けようとする企業等は、原則として、業務の開始日の属する年度の前年度8月末日までに、補助金交付申請見込調書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、第5条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る事業(以下「補助事業」という。)の目的及び内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書(第6号様式)により通知するものとする。

2 前項の交付決定において、市長は、補助金の対象となる事業経費を明確にするように指導するとともに、直接公益的な事業に結びつかないもの及び社会通念上公金でまかなうことが不適切なものについて、補助金をもって支出しないよう補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)に指導するものとする。

3 第3条第6号に規定する業務を開始する時の従業員数及び第7号に規定する業務を開始する時に増加した従業員の数を補助金の交付を受けた年度終了後3年間維持しなければならないこと。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

(変更等の承認申請)

第8条 補助事業者は、補助事業の内容の変更(事業量の20%以下の変更を除く。)をしようとする場合若しくは補助事業に要する経費の配分の変更(事業費の額の20%以下の変更を除く。)をしようとする場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、速やかに変更承認申請書(第7号様式)に工場等の設置に係る変更事業計画書(第3号様式)を添えて、市長に提出しなければならない。

(変更等の承認決定)

第9条 市長は、前条の規定により変更の承認申請があった場合は、当該申請に係る変更の内容を審査し、変更を承認するときは、計画承認書(第8号様式)により通知するものとする。

(遵守事項)

第10条 補助事業者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、市長が別に定める期間内において、市長の承認を得ないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (2) 市長の承認を得て前号の財産の処分をすることにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納入しなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (4) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係資料を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、実績報告書(第9号様式)に次に掲げる書類を添えて、業務を開始する日から起算して25日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。ただし、市長が別に日を指定したときは、この限りでない。

- (1) 工場等の新設に係る事業実績書(第3号様式)
- (2) 収支決算書(第4号様式)
- (3) 補助対象従業員名簿(第10号様式)
- (4) 設備の設置状況(第11号様式)(物流施設の場合に限る。)

- (5) 研究員名簿（第 12 号様式）（研究所の場合に限る。）
- (6) 土地登記全部事項証明書の写し
- (7) 土地売買（賃貸借）契約書の写し
- (8) 雇用保険被保険者台帳又は被保険者証の写し
- (9) その他参考となる書類

（補助金の確定）

第 12 条 市長は、前条の報告を受けた場合においては、その報告に係る補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、必要に応じ現地調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し通知（第 13 号様式）する。

（請求）

第 13 条 補助事業者は、前条の通知が到達した日から起算して 10 日を経過した日までに請求書（第 14 号様式）を市長に提出しなければならない。

（委任）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、平成 19 年度分の補助金から適用する。
- 2 この要綱は、平成 20 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。
- 3 この要綱に基づく土地を取得した者の業務の開始要件の適用については、前項の規定に係わらず、なおその効力を有する。

附 則

- 1 この改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行し、施行日から平成 22 年 3 月 31 日までに用地を取得した事業所に適用する。
- 2 この要綱に基づく土地を取得した者の業務の開始要件の適用については、前項の規定に係わらず、なおその効力を有する。

附 則

- 1 この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、施行日から平成 22 年 3 月 31 日までに用地を取得した事業所に適用する。
- 2 この要綱に基づく土地を取得した者の業務の開始要件の適用については、前項の規定に係わらず、なおその効力を有する。

附 則

- 1 この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行し、施行日から平成 24 年 3 月 31 日までに用地を取得した事業所に適用する。

- 2 この要綱に基づく土地を取得した者の業務の開始要件の適用については、前項の規定に係わらず、なおその効力を有する。

附 則

- 1 この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、施行日から平成 26 年 3 月 31 日までに用地を取得した事業所に適用する。
- 2 この要綱に基づく土地を取得した者の業務の開始要件の適用については、前項の規定に係わらず、なおその効力を有する。

附 則

- 1 この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、施行日から平成 28 年 3 月 31 日までに用地を取得した事業所に適用する。
- 2 この要綱に基づく土地を取得した者の業務の開始要件の適用については、前項の規定に係わらず、なおその効力を有する。

附 則

- 1 この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、施行日から平成 28 年 3 月 31 日までに用地を取得した事業所に適用する。
- 2 この要綱に基づく土地を取得した者の業務の開始要件の適用については、前項の規定に係わらず、なおその効力を有する。

附 則

- 1 この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の藤枝市企業立地促進事業費補助金交付要綱の規定は、平成 28 年度分以降の補助金について適用し、平成 27 年度分までの補助金についてはなお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の藤枝市企業立地促進事業費補助金交付要綱の規定は、平成 30 年度分以降の補助金について適用し、平成 29 年度分までの補助金についてはなお従前の例による。

附 則

- 1 この告示は、令和元年 8 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の藤枝市企業立地促進事業費補助金交付要綱の規定は、施行日以降の補助金について適用し、施行日までの補助金についてはなお従前の例による。

附 則

- 1 この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の藤枝市企業立地促進事業費補助金交付要綱の規定は、施行日以降の補助金について適用し、施行日までの補助金についてはなお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の藤枝市企業立地促進事業費補助金交付要綱（以下「改正後要綱」という。）の規定は、この告示の施行の日以後の藤枝市企業立地促進事業費補助金について適用し、この告示の施行の際、現に改正前の藤枝市企業立地促進事業費補助金交付要綱第7条の規定により交付決定を受けた藤枝市企業立地促進事業費補助金については、改正後要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の藤枝市企業立地促進事業費補助金交付要綱（以下「改正後要綱」という。）の規定は、この告示の施行の日以後の交付決定を受けた補助金について適用し、この告示の施行の際、現に改正前の藤枝市企業立地促進事業費補助金交付要綱第7条の規定により交付決定を受けた補助金については、改正後要綱の規定に関わらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。



別表第1（第3条第8号関係）

種類	設備
物資の仕分及び搬送の自動化等荷捌きの合理化を図るための設備	1 自動仕分装置（自動制御又は遠隔制御により物資を仕分けるものに限る。） 2 自動搬送装置（自動制御又は遠隔制御により物資を搬送するものに限る。） 3 自動化保管装置（遠隔制御により貨物の出し入れを行うものに限る。） 4 垂直型連続運搬装置（2以上の階に貨物を運搬するものに限る。） 5 電動式密集棚装置（遠隔制御により保管棚の移動を行うものに限る。） 6 貨物保管場所管理システム（電子情報処理組織に基づき施設内における貨物の保管場所を特定するシステムに限る。） 7 搬入用自動運搬装置及び搬出用自動運搬装置（自動検量機構を有するものに限る。）
物資の受注及び発注の円滑化を図るための情報処理システム	データ交換システム（取引の相手方その他の関係者との間で商取引に関するデータを電子的に交換するシステムに限る。）
流通加工の用に供する設備	流通加工の用に供する設備

別表第2（第4条関係）

(1)要綱第2条第1号に規定する区域内の用地を取得した場合

要件		補助金額（AとBの合計額以内）		限度額	
区分	業種	設備投資額等	用地の取得に要する経費A		雇用等に要する経費B
地域産業立地事業費補助金交付要綱に該当する場合	製造業 物流施設 市長が認める施設	設備投資額1億円以上	用地取得費の100分の10以内 (別表第3の左欄に掲げる区分に応じ同表右欄に掲げる対象施設、又は未造成用地を取得の場合は用地取得費の100分の15以内)	増加した従業員のうち市内に住所を有する従業員の数に100万円を乗じて得た額と市外に住所を有する従業員の数に50万円を乗じて得た額の合計額	1億円
		設備投資額5億円以上であって、次の①～③のいずれかに該当するもの ①用地面積9,000㎡以上 ②当該事業所を含む市内の全ての事業所の従業員の増加人数が10名以上 ③当該事業所の雇用総数が100名以上(本社の場合は50名以上)	用地取得費の100分の15以内 (未造成用地を取得の場合は用地取得費の100分の20以内、別表第3の左欄に掲げる区分に応じ同表右欄に掲げる対象施設の場合は用地取得費の100分の22.5以内)	増加した従業員のうち市内に住所を有する従業員の数に100万円を乗じて得た額と市外に住所を有する従業員の数に50万円を乗じて得た額の合計額	2億円
		設備投資額10億円以上であって、次の①～③のいずれかに該当するもの ①用地面積18,000㎡以上 ②当該事業所を含む市内の全ての事業所の従業員の増加人数が50名以上 ③当該事業所の雇用総数が300名以上(本社の場合は100名以上)	用地取得費の100分の20以内 (別表第3の左欄に掲げる区分に応じ同表右欄に掲げる対象施設の場合は用地取得費の100分の30以内)	増加した従業員のうち市内に住所を有する従業員の数に100万円を乗じて得た額と市外に住所を有する従業員の数に50万円を乗じて得た額の合計額	3億円

	研究所	業務に使用する設備の床面積 200 m <sup>2</sup> 以上	用地取得費の 100 分の 30 以内	増加した従業員のうち市内に住所を有する従業員の数に 100 万円を乗じて得た額と市外に住所を有する従業員の数に 50 万円を乗じて得た額の合計額	3 億円
地域産業立地事業費補助金交付要綱に該当しない場合	製造業 物流施設 市長が認める施設	設備投資額 1 億円以上	用地取得費の 100 分の 5 以内 (別表第 3 の左欄に掲げる区分に応じ同表右欄に掲げる対象施設、又は未造成用地を取得の場合は用地取得費の 100 分の 10 以内)	—	1 億円
		設備投資額 5 億円以上であって、次の①～③のいずれかに該当するもの ①用地面積 9,000 m <sup>2</sup> 以上 ②当該事業所を含む市内の全ての事業所の従業員の増加人数が 10 名以上 ③当該事業所の雇用総数が 100 名以上 (本社の場合は 50 名以上)	用地取得費の 100 分の 10 以内 (別表第 3 の左欄に掲げる区分に応じ同表右欄に掲げる対象施設、又は未造成用地を取得の場合は用地取得の 100 分の 15 以内)	—	1 億円
		設備投資額 10 億円以上であって、次の①から③のいずれかに該当するもの ①用地面積 18,000 m <sup>2</sup> 以上 ②当該事業所を含む市内の全ての事業所の従業員の増加人数が 50 名以上 ③当該事業所の雇用総数が 300 名以上 (本社の場合は 100 名以上)	用地取得費の 100 分の 15 以内 (別表第 3 の左欄に掲げる区分に応じ同表右欄に掲げる対象施設、又は未造成用地を取得の場合は用地取得の 100 分の 20 以内)	—	2 億円

(2) ふじのくにフロンティア推進区域（市長が別に定める区域をいう。）内の用地を取得した場合

要件			補助金額（AとBの合計額以内）		限度額
区分	業種	設備投資額等	用地の取得に要する経費A	雇用等に要する経費B	
高田工業団地で地域産業立地事業費補助金交付要綱に該当する場合	製造業 物流施設 市長が認める施設	設備投資額 1 億円以上	用地取得費の 100 分の 20 以内 （別表第 3 の左欄に掲げる区分に応じ同表右欄に掲げる対象施設の場合は用地取得費の 100 分の 22.5 以内）	増加した従業員のうち市内に住所を有する従業員の数に 100 万円を乗じて得た額と市外に住所を有する従業員の数に 50 万円を乗じて得た額の合計額	1 億円
		設備投資額 5 億円以上であって、次の①～③のいずれかに該当するもの ①用地面積 9,000 m <sup>2</sup> 以上 ②当該事業所を含む市内の全ての事業所の従業員の増加人数が 10 名以上 ③当該事業所の雇用総数が 100 名以上（本社の場合は 50 名以上）	用地取得費の 100 分の 25 以内 （別表第 3 の左欄に掲げる区分に応じ同表右欄に掲げる対象施設の場合は用地取得費の 100 分の 30 以内）	増加した従業員のうち市内に住所を有する従業員の数に 100 万円を乗じて得た額と市外に住所を有する従業員の数に 50 万円を乗じて得た額の合計額	2 億円
		設備投資額 10 億円以上であって、次の①～③のいずれかに該当するもの ①用地面積 18,000 m <sup>2</sup> 以上 ②当該事業所を含む市内の全ての事業所の従業員の増加人数が 50 名以上 ③当該事業所の雇用総数が 300 名以上（本社の場合は 100 名以上）	用地取得費の 100 分の 30 以内 （別表第 3 の左欄に掲げる区分に応じ同表右欄に掲げる対象施設の場合は用地取得費の 100 分の 40 以内）	増加した従業員のうち市内に住所を有する従業員の数に 100 万円を乗じて得た額と市外に住所を有する従業員の数に 50 万円を乗じて得た額の合計額	4 億円
高田工業団地で地域産業立地事業費補助金交付要綱に該当しない場合	製造業 物流施設 市長が認める施設	設備投資額 1 億円以上	用地取得費の 100 分の 15 以内 （別表第 3 の左欄に掲げる区分に応じ同表右欄に掲げる対象施設の場合は用地取得費の 100 分の 17.5 以内）	—	1 億円

		<p>設備投資額 5 億円以上であって、次の①～③のいずれかに該当するもの</p> <p>①用地面積 9,000 m<sup>2</sup>以上</p> <p>②当該事業所を含む市内の全ての事業所の従業員の増加人数が 10 名以上</p> <p>③当該事業所の雇用総数が 100 名以上 (本社の場合は 50 名以上)</p>	<p>用地取得費の 100 分の 20 以内</p> <p>(別表第 3 の左欄に掲げる区分に応じ同表右欄に掲げる対象施設の場合は用地取得費の 100 分の 22.5 以内)</p>	—	1 億円
		<p>設備投資額 10 億円以上であって、次の①から③のいずれかに該当するもの</p> <p>①用地面積 18,000 m<sup>2</sup>以上</p> <p>②当該事業所を含む市内の全ての事業所の従業員の増加人数が 50 名以上</p> <p>③当該事業所の雇用総数が 300 名以上 (本社の場合は 100 名以上)</p>	<p>用地取得費の 100 分の 25 以内</p> <p>(別表第 3 の左欄に掲げる区分に応じ同表右欄に掲げる対象施設の場合は用地取得費の 100 分の 30 以内)</p>	—	2 億円

要件			補助金額（AとBの合計額以内）		限度額
区分	業種	設備投資額等	用地の取得に要する経費A	雇用等に要する経費B	
高田工業団地以外の地区で地域産業立地事業費補助金交付要綱に該当する場合	製造業 物流施設 市長が認める施設	設備投資額1億円以上	用地取得費の100分の15以内 （未造成用地を取得の場合は用地取得費の100分の20以内、別表第3の左欄に掲げる区分に応じ同表右欄に掲げる対象施設の場合は用地取得費の100分の22.5以内）	増加した従業員のうち市内に住所を有する従業員の数に100万円を乗じて得た額と市外に住所を有する従業員の数に50万円を乗じて得た額の合計額	1億円
		設備投資額5億円以上であって、次の①～③のいずれかに該当するもの ①用地面積9,000㎡以上 ②当該事業所を含む市内の全ての事業所の従業員の増加人数が10名以上 ③当該事業所の雇用総数が100名以上（本社の場合は50名以上）	用地取得費の100分の20以内 （未造成用地を取得の場合は用地取得費の100分の25以内、別表第3の左欄に掲げる区分に応じ同表右欄に掲げる対象施設の場合は用地取得費の100分の30以内）	増加した従業員のうち市内に住所を有する従業員の数に100万円を乗じて得た額と市外に住所を有する従業員の数に50万円を乗じて得た額の合計額	2億円
		設備投資額10億円以上であって、次の①～③のいずれかに該当するもの ①用地面積18,000㎡以上 ②当該事業所を含む市内の全ての事業所の従業員の増加人数が50名以上 ③当該事業所の雇用総数が300名以上（本社の場合は100名以上）	用地取得費の100分の25以内 （未造成用地を取得の場合は用地取得費の100分の30以内、別表第3の左欄に掲げる区分に応じ同表右欄に掲げる対象施設の場合は用地取得費の100分の40以内）	増加した従業員のうち市内に住所を有する従業員の数に100万円を乗じて得た額と市外に住所を有する従業員の数に50万円を乗じて得た額の合計額	4億円
	研究所	業務に使用する設備の床面積200㎡以上	用地取得費の100分の40以内	増加した従業員のうち市内に住所を有する従業員の数に100万円を乗じて得た額と市外に	4億円

				住所を有する従業員の数に50万円を乗じて得た額の合計額	
高田工業団地以外の地区で地域産業立地事業費補助金交付要綱に該当しない場合	製造業 物流施設 市長が認める施設	設備投資額1億円以上	用地取得費の100分の10以内(別表第3の左欄に掲げる区分に応じ同表右欄に掲げる対象施設、又は未造成用地を取得の場合は用地取得費の100分の15以内)	—	1億円
		設備投資額5億円以上であって、次の①～③のいずれかに該当するもの ①用地面積9,000㎡以上 ②当該事業所を含む市内の全ての事業所の従業員の増加人数が10名以上 ③当該事業所の雇用総数が100名以上(本社の場合は50名以上)	用地取得費の100分の15以内 (未造成用地を取得の場合は用地取得費の100分の20以内、別表第3の左欄に掲げる区分に応じ同表右欄に掲げる対象施設の場合は用地取得の100分の22.5以内)	—	1億円
		設備投資額10億円以上であって、次の①から③のいずれかに該当するもの ①用地面積18,000㎡以上 ②当該事業所を含む市内の全ての事業所の従業員の増加人数が50名以上 ③当該事業所の雇用総数が300名以上(本社の場合は100名以上)	用地取得費の100分の20以内 (未造成用地を取得の場合は用地取得費の100分の25以内、別表第3の左欄に掲げる区分に応じ同表右欄に掲げる対象施設の場合は用地取得の100分の30以内)	—	2億円

別表第3（第4条関係）

	区分	対象施設
食品・医療機器関連	食料品製造業 清涼飲料製造業 酒類製造業 茶・コーヒー製造業 医薬品製造業 医療用機械器具・医療用品製造業 X線装置製造業 医療用電子応用装置製造業 医療用計測機器製造業	工場（主として左欄に掲げる製造業の用に供する工場に限る。）
環境関連	化学繊維製造業 炭素繊維製造業 化学工業（化学肥料製造業、塩製造業、医薬品製造業を除く。） プラスチック製品製造業 ゴム製品製造業（医療・衛生用ゴム製品製造業を除く。） 窯業・土石製品製造業 鉄鋼業 非鉄金属製造業 金属製品製造業 はん用機械器具製造業 生産用機械器具製造業 業務用機械器具製造業（医療用機械器具・医療用品製造業、武器製造業を除く。） 電子部品・デバイス・電子回路製造業 電気機械器具製造業（医療用電子応用装置製造業、医療用計測機器製造業を除く。） 情報通信機械器具製造業 輸送用機械器具製造業（鉄道車両・同部品製造業を除く。） その他の製造業	工場（主として左欄に掲げる製造業の用に供する工場であって、市長が別に定めるものに限る。）

備考 区分の欄に掲げる業種区分は産業に関する分類に定める日本標準産業分類に掲げる業種をいう。



第 1 号様式（第 5 条関係）

藤枝市企業立地促進事業費補助金交付申請書

年 月 日

藤枝市長

宛

所在地

名称

代表者名

連絡担当者

電話番号

年度において、藤枝市企業立地促進事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 円

2 事業の目的

第2号様式（第5条関係）

企業等概要調書

1 企業等の名称

2 代表者名

3 企業等の沿革

4 資本（出資）金

5 従業員数

（うち障害者数 人）

6 業 種

主要製品、研究内容又は取扱品目

主要取引先又は荷主等

7 本社所在地

電話番号

8 工場等所在地

9 最近3期の業績

貸借対照表

(百万円)

	年 月	年 月	年 月		年 月	年 月	年 月
流動資産				流動負債			
固定資産				固定負債			
土地建物				社債等			
設備資産				長期借入金			
建設仮勘定				引当金等			
無形資産				資本金			
投資等				法定準備金			
				剰余金			

損益計算書

(百万円)

財務指標

	年 月	年 月	年 月		年 月	年 月	年 月
売上高				流動比率			
売上原価				固定比率			
販売費及び一般管理費				自己資本比率			
内研究開発費				売上高営業利益率			
営業利益				売上高経常利益率			
営業外利益				有利子負債率			
営業外費用							
経常利益							
特別利益							
特別損失							
税引前当期利益							
税引後当期利益							

10 施設の状況

	本 社				
土 地	m <sup>2</sup>				
建 物	工 場				
	研 究 所				
	物 流 施 設				
	事 務 所				
	そ の 他				
計					

※子会社又は関連会社が業務を開始する場合は、当該子会社又は関連会社についても作成すること。

第3号様式（第5条・第11条関係）

工場等の新設に係る事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

1 工場等の名称

2 新設場所

3 計画概要

4 新設（予定）日

用地取得日	年 月 日
着工（予定）日	年 月 日
完成（予定）日	年 月 日
事業開始（予定）日	年 月 日

5 従業員雇用計画（実績）

		正従業員	パート
当該事業所	前1年間の平均		
	増加	県内居住者	
		市内居住者	
		市外居住者	
	計		
県内全雇用	前1年間の平均		
	計		

（注）

- 1 前1年間の平均は、用地の取得の日の前日から起算して前1年間の一般被保険者の人数の平均を記入すること。
- 2 子会社又は関連会社が業務を開始する場合は、それらの従業員の数を含めた数を記入すること。

6 雇用及び生産計画

	企業等の市内全事業所			
	正従業員 (人)	パート タイマー (人)	生產品目	1 生産量 ( /月) 2 生産額 (百万円/月) (該当する番号を○で 囲むこと)
前1年間の平均				
後1年間の平均				
後2年間の平均				
後3年間の平均				

(注)

- 1 第3条第7号イに該当する場合にのみ記入すること。
- 2 雇用保険法の一般被保険者及び高年齢被保険者であって、市内居住者の人数を記入すること。
- 3 前1年間の平均は、用地取得日の属する月の前月から起算して前1年間の平均を記入すること。
- 4 後1年間の平均は、業務開始日の属する月から12か月目までの1年間の平均を記入すること。
- 5 後2年目の平均は、13か月目から24か月目までの1年間の平均を記入すること。
- 6 後3年目の平均は、25か月目から36か月目までの1年間の平均を記入すること。
- 7 生產品目は、特定企業等の県内全事業所で清算される主な品目を記入すること。

7 投資計画（実績）

		金 額
土 地		m <sup>2</sup> 円
建 物	事 業 用	m <sup>2</sup>
	倉 庫 等	m <sup>2</sup>
	そ の 他	m <sup>2</sup>
	計	m <sup>2</sup> 円
そ の 他	(機械設備等)	
	(その他)	
	計	円
合 計		円

8 資金調達計画（実績）

		金 額	摘 要
自己資金		円	
借 入 先		円	
	計	円	
補助金等		円	
合 計		円	

9 工場等の新設により地域に及ぼす社会的波及効果

10 ふじのくにフロンティア推進区域の状況（該当する場合のみ記載）

- (1) 工場を設置するふじのくにフロンティア推進区域
- (2) ふじのくにフロンティア推進区域内で実施する事業の内容

第4号様式（第5条・第11条関係）

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

1 収入の部

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額)	(予算額)	比 較		備 考
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

2 支出の部

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額)	(予算額)	比 較		備 考
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

第5号様式（第6条関係）

藤枝市企業立地促進事業補助金申請見込調書

年 月 日

藤枝市長 宛

所在地

名称

代表者名

担当者

担当者連絡先

藤枝市企業立地促進事業を実施したいので、事前に報告します。

1 工場等の名称、業種

<子会社が業務を行う場合>

業務を行う企業名

2 企業等の沿革 会社設立 年 月

3 資本（出資）金 千円

4 従業員数 人

5 業 種

主要製品、研究内容又は取扱品目

主要取引先又は荷主等

6 本社所在地



7 本社以外の事業所名（所在地）

8 直近3期の業績（3期分の決算書を添付する場合は記入不要です）

（1）貸借対照表

（単位：千円）

区分	年 月	年 月	年 月	区分	年 月	年 月	年 月
流動資産				流動負債			
固定資産				固定負債			
建物建築物				社債等			
設備資産額				長期借入金			
土地				引当金等			
建設仮勘定				資本合計			
無形資産				資本金			
投資等				法定準備金			
繰延資産				剰余金			

（2）損益計算書

（単位：千円）

区 分	年 月	年 月	年 月
売上高			
売上原価			
販売費及び一般管理費			
営業利益			
営業外利益			
営業外費用			
経常利益			
特別利益			
特別損失			
税引前当期利益			
税引後当期利益			
期中平均従業員数			

## 10 新施設の計画状況

### (1) 施設

区 分	面積 (㎡)	投資金額 (百万円)
土 地		
建 物		
設 備		
合 計		

(注) 賃貸借による経費は、投資金額に含まないでください。

### (2) 設置日程

用地取得 (予定) 日	年 月 日
事業着手 (予定) 日	
着工 (予定) 日	
完成 (予定) 日	
業務開始 (予定) 日	

(注)

- ・用地取得 (予定) 日は、用地の売買又は賃貸借の契約締結日 (又は予定日) を記入してください。
- ・事業着手 (予定) 日は、当該事業に係る工事請負契約日、建物若しくは機械設備の売買契約日又は建物若しくは機械設備の賃貸借契約日のうち最も早い日 (又は予定日) を記入してください。
- ・業務開始 (予定) 日は、補助金対象物の支払がすべて終了する日 (手形の場合は決済日) を記入してください。

### (3) 資産の取得形態 (記入するものに○をしてください)

- ・土 地： 購 入      リース      自社所有地
- ・建 物： 購 入      リース      既 設
- ・機械設備： 購 入      リース

### (4) 施設の設置場所

(5) 設置に至る経緯及び工場の事業内容

			正従業員	パート
当該事業所	前1年間の平均			
	増加	県内居住者		
		市内居住者		
		市外居住者		
	計			
県内全雇用		前1年間の平均		
		計		

(6) 操業時の雇用計画 (単位: 人)

(注)

- 1 前1年間の平均は、用地の取得の日の前日から起算して前1年間の一般被保険者の人数の平均を記入すること。
- 2 子会社又は関連会社が業務を開始する場合は、それらの従業員の数を含めた数を記入すること。

(7) 設置する工場の操業後の売上高及び雇用計画 (見込み) (単位: 千円、人)

区分	年 月期	年 月期	年 月期
売上高			
雇用人数			

補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

藤枝市長

印

年 月 日付け申請のあった 年度藤枝市企業立地促進事業費補助金の交付について、次のとおり決定したので通知します。

1 補助金交付決定額 円

2 条 件

藤枝市企業立地促進事業費補助金交付要綱を遵守すること

第7号様式（第8条関係）

藤枝市企業立地促進事業計画変更承認申請書

年 月 日

藤枝市長

宛

所在地

名称

代表者名

連絡担当者

電話番号

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた藤枝市企業立地促進事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 計画変更の理由

2 変更の内容

3 補助金額の変更

(1) 変更後 円

(2) 変更前 円

(3) 差引額 円

第 8 号様式（第 9 条関係）

藤枝市企業立地促進事業費計画承認書

第 号  
年 月 日

様

藤枝市長 ⑩

年 月 日付け申請のあった藤枝市企業立地促進事業の事業計画の変更については、次のとおり承認したので通知します。

1 承認の内容

2 補助金額の変更承認

- |         |   |
|---------|---|
| (1) 変更後 | 円 |
| (2) 変更前 | 円 |
| (3) 差引額 | 円 |

第 9 号様式（第 1 1 条関係）

実績報告書

年 月 日

藤枝市長

宛

所在地

名称

代表者名

連絡担当者

電話番号

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた藤枝市企業立地促進事業が完了したので、関係書類を添えて申請します。

第10号様式（第11条関係）

補助対象従業員名簿

	氏名	性別	住所	職務の内容	特記事項
	生年月日	雇入年月日	正従業員・パートタイマーの別		
1	年 月 日	年 月 日			
2	年 月 日	年 月 日			
3	年 月 日	年 月 日			
4	年 月 日	年 月 日			
5	年 月 日	年 月 日			
6	年 月 日	年 月 日			
7	年 月 日	年 月 日			
8	年 月 日	年 月 日			
9	年 月 日	年 月 日			
10	年 月 日	年 月 日			
11	年 月 日	年 月 日			
12	年 月 日	年 月 日			
13	年 月 日	年 月 日			
14	年 月 日	年 月 日			
15	年 月 日	年 月 日			

（注）「職務の内容」欄には、事務員、販売員、技術員（研究員）、工員等の別を記載すること。



第 1 1 号様式（第 1 1 条関係）

設備の設置状況

	種類	設備	設置場所	台数	用途及び処理能力
1					
2					
3					
4					
5					
6					

（注）種類及び設備の欄には、別表第 1 に掲げる種類及び設備の名称を記入すること。

第 1 2 号様式（第 1 1 条関係）

研究員名簿

	氏 名	性 別	住 所	従事する 業務の内容	経 験 年 数
	生 年 月 日	雇 入 年 月 日	最 終 学 歴		
1	年 月 日	年 月 日			
2	年 月 日	年 月 日			
3	年 月 日	年 月 日			
4	年 月 日	年 月 日			
5	年 月 日	年 月 日			
6	年 月 日	年 月 日			
7	年 月 日	年 月 日			
8	年 月 日	年 月 日			
9	年 月 日	年 月 日			
10	年 月 日	年 月 日			
11	年 月 日	年 月 日			
12	年 月 日	年 月 日			
13	年 月 日	年 月 日			
14	年 月 日	年 月 日			
15	年 月 日	年 月 日			

（注）「従事する業務の内容」欄には、具体的な研究内容等を記載すること。

第 号  
年 月 日

様

藤枝市長 ⑩

補助金の交付について（確定）

年 月 日付け 第 号により決定した 年度藤枝市企業立地  
促進事業費補助金について、次のとおり確定します。

1 補助金交付決定額 円

2 交付確定額 円

第 1 4 号様式（第 1 3 条関係）

請求書

金

円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定を受けた藤枝市企業立地促進事業費補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

藤枝市長

宛

所在地

名称

代表者名

⑩

連絡担当者

電話番号

振込先

金融機関名（ ）店名（ ）

口座種別

口座番号

フリガナ  
口座名義